

## 校本『夜鶴庭訓抄』(一)

群馬大学教育学部国語教育講座 永由徳夫

### 一、『夜鶴庭訓抄』の成立年代

本稿は、日本の草創期の書論である世尊寺家六代目・藤原伊行(一三九〇?—一七五〇)著『夜鶴庭訓抄』(一一六五年頃成立)について、その初期写本の一部を翻刻するものである。

『夜鶴庭訓抄』の成立年代を一一六五年頃とすることについて、先般、拙稿<sup>1)</sup>において一つの試論を示したが、まず、その概要を述べておきたい。『夜鶴庭訓抄』には、「悠紀主基屏風」の揮毫者について記す項があるが、最古の写本と考えられる京都・青蓮院蔵本に基づくと、天皇名及び揮毫者については以下のようになる。「」内は屏風揮毫者を示す。

醍醐(美材)、朱雀・村上(道風)、冷泉(時文)、円融・花山・一条(佐理)、三条・後一条(行成)、後朱雀(定頼)、後冷泉・後三条・白河(兼行)、堀河(伊房)、本院(鳥羽)(定実)、新院(崇徳)(不被書)、近衛(定信)、当院(後白河)(朝隆)、今上(二条)(伊行)

さらに、これに加え、近世の流布本である『群書類従』所収の『夜鶴庭訓抄』では、

六条院(伊行)、当今(高倉)(朝方)  
と追記する。

『夜鶴庭訓抄』の成立年代について、秋山光和は、その著『平安時代世俗画の研究』の中で、一一八〇年頃ではないかと推定する<sup>2)</sup>。この推論は、『群書類従』所収本の「当今」が高倉天皇(在位一一六八—一一八〇)であることを根拠としている。

一方、宮崎肇は、「当院」が後白河法皇、「当今」が高倉天皇であることから、両者の在任期間が重なる一一六八年二月から一一七九年十一月までに絞ることができるとする。さらに、一一七七年以降に成立したと考えられる書論の一つ『才葉抄』の中に、『夜鶴庭訓抄』に関する記述があることから、上限を一一六八年、下限を一一七七年とする、およそ十年間に求められる、との見解を示している<sup>3)</sup>。秋山・宮崎両氏の説は、いずれも『群書類従』所収本を根拠として成立するものであるが、そもそも伊行の卒年から考えれば、一一七五年までに絞られることになる。

伊行自身、悠紀主基屏風の揮毫を二条天皇即位の一一五九年と次の六条天皇即位の一一六六年の二回、担当した。世尊寺家の当主として、家の書を守ることを願い、息女に言い伝えるという形をとって『夜鶴庭訓抄』は遺されたと考えられている。伊行の息女、建礼門院右京大夫の生卒年は詳らかでないが、一説に生年を一一五七年頃とする。この息女が高倉天皇の中宮建礼門院に出仕するのは、一一七三年のこと

である。いずれ近い将来、出任する可能性のある十歳前後の息女に、伊行が世尊寺家の書の有りようを説いて聞かせたとしてもそれほど不自然ではない。青蓮院蔵本に従い、今上を二条天皇在位一一五九〜一一六五」とすると、『夜鶴庭訓抄』の成立は一一六五年頃まで、と考えられる。

私はこれまでも『夜鶴庭訓抄』研究における諸問題を取り上げてきた。写本によって記述内容に異なることや成立年代に関して異説が生ずることなどが課題として指摘されるが、中でもとりわけ大きな問題点となるのは、これまでの『夜鶴庭訓抄』研究が、『群書類従』所収本を底本として行われてきたことである。近世の流布本である『群書類従』所収本を底本として中古・中世の書芸術観を論ずるならば、必ずや時代的齟齬を生ずるに違いない。故に伝本の校合によって定本が立てられることが望まれる。本稿が、本来あったであろう『夜鶴庭訓抄』の姿を再現する、その第一歩となれば幸いである。

## 二、『夜鶴庭訓抄』写本一覧

私はこれまでに『夜鶴庭訓抄』の写本を十四種類、閲覧したのであるが、その十四種類の写本を大雑把に分類すると、中世の初期写本と近世の流布本とに分けることができる。さらに、中世の初期写本は世尊寺家七代目・伊経系統本と八代目・行能系統本の二系統に、近世の流布本は『群書類従』系統本と『続群書類従』系統本の二系統に分けられる。十四種類の写本を四系統に分類すると以下のようなことになる。今回、翻刻を行った第一条から第三条において、校注で挙げた写本のみ、その略称を「」で示した。

### 【中世の初期写本】

〈伊経系統本〉

1. 「青蓮」 京都・青蓮院蔵本  
〈行能系統本〉

2. 「宮書」 宮内庁書陵部蔵本
3. 「東北」 東北大学附属図書館狩野文庫蔵本
4. 「天理」 天理大学附属天理図書館蔵本
5. 神奈川県立金沢文庫保管・称名寺蔵本
6. 金沢市立図書館蔵本

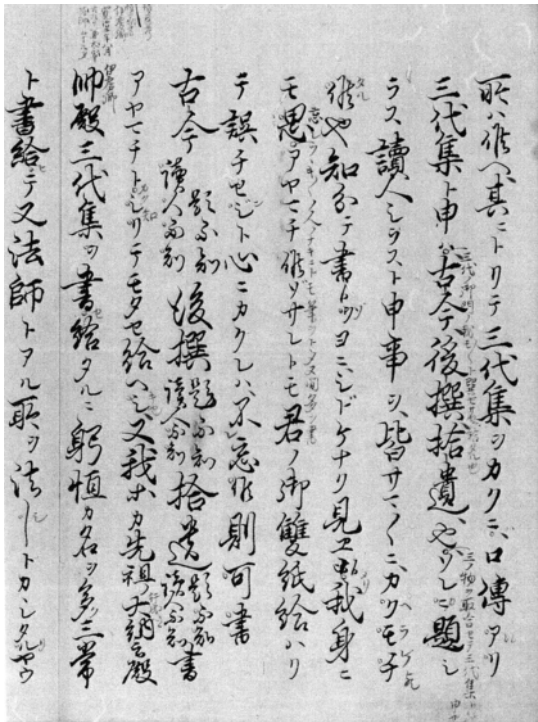
### 【近世の流布本】

- 〈『群書類従』系統本〉
7. 「京大」 京都大学附属図書館蔵本
  8. 「群書」 『群書類従』（巻四九七）所収本
  9. 「国会」 国立国会図書館古典籍資料室蔵本
  10. 早稲田大学図書館特別資料室蔵本
  11. 無窮会専門図書館神習文庫蔵本
- 〈『続群書類従』系統本〉
12. 「東大」 東京大学史料編纂所蔵本
  13. 国立公文書館内閣文庫蔵本
  14. 『続群書類従』（巻九一五）所収本

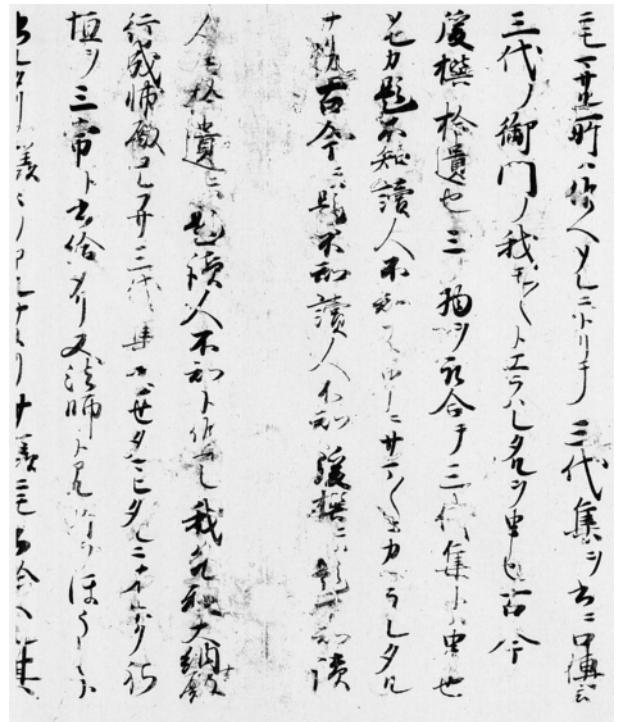
以上の四系統を比較検討すると、中世の初期写本と近世の流布本とは、表記や記述内容において、かなりの差異があることが明らかとなる。その差異を端的にまとめると、次の二点に総括される。

- ・ 中世の初期写本は、漢字片仮名交じり文で書かれ、且つ、敬体で記されている。一方、近世の流布本は、漢字平仮名交じり文で書かれ、文体は常体である。

・ 中世の初期写本では「カクスコト」という表現が、近世の流布本では「秘説」の語に変化している。初期写本には「秘説」の語は



天理大学附属天理図書館蔵本



京都・青蓮院蔵本

全二十四条中、一箇所にしか見えないが、近世の流布本には都合三箇所に見られる。「秘説」の語によって、世尊寺家の書がいつそう標榜され、奥義秘伝の様相を強めながら却って普遍化が図られている。

### 三、『夜鶴庭訓抄』校注

#### 【凡例】

一 「本文」は藤原伊行の原本に遡源することを専一に考え、現存最古の写本である青蓮院蔵本を底本とし、他本によって校合した結果設定したものである。なお、通し番号の算用数字は、底本の区切りに基づき、校者が便宜上、冠したものである。「本文」の改行は底本に準じた。

二 「本文」の記載は、底本とした青蓮院蔵本を始めとする初期写本がいずれも漢字片仮名交じり文であるため、それに従った。但し、適宜、送り仮名、句読点を施し、濁点を要する語句にはそれも付した。また、漢文体の語句は訓読し、「不」「也」等の助動詞は片仮名で表した。初期写本の引用に際し、校者が「セ」と翻刻するのは、実際には「せ」と書されていることを付言しておく。

三 《校異》は中世の初期写本と近世の流布本の差異を明らかにするため、初期写本として青蓮院蔵本(「青蓮」)、宮内庁書陵部蔵本(「宮書」)、天理大学附属天理図書館蔵本(「天理」)、初期写本から流布本への変遷過程が窺えるものとして東京大学史料編纂所蔵本(「東大」)、近世の流布本として京都大学附属図書館蔵本(「京大」)を中心として示した。掲載図版は、青蓮院蔵本と天理大学附属天理図書館蔵本である。後者の写真が公に示されるのは、本稿が初めてである。

\*1 入木、手ヲ書ク事ヲ申ス。此ノ道ヲコソハ、何事ヨリ  
 \*2 入木ハサセ給フベケレ。額、御願扉、異国返牒、御表、  
 \*3 色紙形、願文ナド、人申スマジ。某ガ子トテ内院ヨ  
 \*4 リ書ケト仰セラルマジ。サレド仮名ハ書カセ給フベキナリ。世ニ手  
 \*5 書キニ  
 \*6 ツカハレサセ給ハム定、御草子ウケタマハリテ書カセタマハ  
 \*7 ズル。仮名ハサハ申セドモ、道セバク、ヤスキ事ナレバ、書カセ給  
 \*8 フホドハ、  
 \*9 ナドカコノマセ給ハザラン。草子書ク様、少々申シ候ベシ。

## 《校異》

- \*1 入木…〔青蓮〕「入木、手ヲ書事ヲ申ス」。〔宮書〕「一入  
 木 手書事」 〔天理〕「入木トハ手書ノ事ヲ申ス」 〔東  
 大〕「入木トハ手書ノ事ヲ申ス」（朱書）〔京大〕「入木とは  
 手かく事を申す」  
 \*2 伝へサセ…〔宮書〕「伝へサセ給フト申ベケレ」 〔京大〕  
 「つたふべけれ」  
 \*3 額…〔青蓮〕「額」 〔宮書〕「サレド、額」 〔天理〕「サレ  
 バトテ、額」 〔東大〕「サレバトテ、額」（「サレバトテ」  
 は朱書） 〔京大〕「されど」  
 \*4 御願扉…〔青蓮〕「宮書」「御願扉」 〔天理〕「御願ノ扉」 〔京  
 大〕「御願の扉」  
 \*5 異国返牒…〔青蓮〕「異向返牒」 〔宮書〕「東大」「異国返牒」  
 〔天理〕「異国ノ返牒」 〔京大〕「異国の返牒」  
 \*6 ナド…〔青蓮〕「天理」「ナド」 〔宮書〕「ナンド」 〔東大〕  
 〔京大〕「など」  
 \*7 人申スマジ…〔青蓮〕「天理」「人申マジ」 〔宮書〕「申マジ」

- 〔東大〕「人申まじ」 〔京大〕「□かゝすまじ」（二字空白）  
 〔群書〕「人かゝすまじ」  
 \*8 某ガ子…〔青蓮〕「某ガ子」 〔宮書〕「天理」「東大」「某子」  
 〔京大〕「それがしが子」 〔群書〕「それがしの子」  
 \*9 内院…〔青蓮〕「院内」 他本すべて「内院」  
 \*10 書ケト仰セラル…〔青蓮〕「書ト仰ラル」 〔宮書〕「カケト  
 テ仰アル」 〔天理〕「書トモ仰アル」 〔東大〕「京大」  
 「かけとも仰ある」  
 \*11 サレド…〔青蓮〕「サレド」 〔宮書〕「ケレド」 〔天理〕  
 「サレドモ」 〔東大〕「されども」 〔京大〕「されど」  
 \*12 書カセ給フベキナリ…〔青蓮〕「書セ可給也」 〔宮書〕「書  
 セ給フベキ也」 〔東北〕「書セ給ベキ也」 〔天理〕「カ、  
 セ給ベキ也」 〔東大〕「カ、セ給ベきなり」（「カ、セ」朱  
 筆傍書） 〔京大〕「かくべき也」  
 \*13 ツカハレサセ給ハム定…〔宮書〕「ツカワレサセ給ハム事」  
 〔天理〕「ツカハレサセ給ハム事」 〔東大〕「つかはれさ  
 せ給はん事」 〔京大〕「つかはれむ定」  
 \*14 御草子…〔青蓮〕「御草子ウケタマハリテ書セタマハズル」  
 〔宮書〕「御造帛ゾ給ハリテカ、セ給ハンズル」 〔天理〕  
 「御雙帛ナンドヲカ、セ給ハンズル」 〔東大〕「御造紙ナ  
 ンドヲかゝせ給はんずる」（「ナンドヲ」朱筆傍書） 〔京  
 大〕「御さうしなどぞ給りてかゝむずる」  
 \*15 仮名ハサハ申セドモ、道セバク…〔青蓮〕「カレハサハ申セド  
 モ、道セバク」 〔宮書〕「カナ申セバ、道セバク」 〔天  
 理〕「仮名ハ道挟ク」 〔東大〕「かなはさは申せどもみち  
 せばく」 〔京大〕「さはいへども仮名はみちせばく」  
 \*16 書カセ給フホドハ…〔青蓮〕「カ、セ給ホドハ、ナドカコノ  
 マセ給ハ、ザラン」 〔宮書〕「造帛カキ給ハンホドニハ、

2

ナドカコノマセ給ハセザラン」 「天理」 「好マセ給ハミ、  
ナドカカ、セ給ハザラム」 「東大」 「好マセ玉ハミ、ナド  
カカセ玉ハザラン」 (朱筆傍書) 「京大」 「このまんに、  
などかかゝざるべき」

\*17 草子：「青蓮」 「草子」 「宮書」 「雙帚」 「天理」 「御雙紙」  
「東大」 「造紙」 「京大」 この一文ナシ。

一 御草子ハ引キ開キテ、端ヨリ当家ニハ書キ給フベシ。普通ニハ  
中ヨリ始ムルナリ。カクハ申セド、我モ多ク中ヨリ書キテ  
候。ソレハ主ノ好ミニテモ候。思ヒ忘ルルヲリモ候。次々ノ人ノ  
ハ」

トモカクモ、イカニ書キタルモ候。サレド、サル事ハ知りテノ事  
ナリ。」

又、手ノ様々ヲ一帖ノウチニ見セテ書クベシ。様々ト云フハ、  
イロハガキ、又、草、又、ミダレガキ、タトヘバ様ヲカヘテ書ク  
ナリ。」

\*14 ソレモ草子合ハセナド云フ事ノアルニ、無下ニ無念ニ同様ニ  
書キタルモワロケレバ、カタツマアリテ候ナリ。然ラズンバ無ナ  
ル」

故ナリ。君ノ御草子一部トアル物ハ、サハ候マジ。ウルハシク  
候ベシ。草子ト申セド、物語ヲバ手書キノ書カヌコトニテ候。

\*20 書キテトヤ人候ハバ、書クトハイハデ、トカクスベリテナ書カセ  
給ヒソ。」

《校異》

\*1 御草子ハミ：「宮書」 「雙紙ハ引披テ端ヨリ書セ給ベシ」 「東  
大」 「御さうしかく様 まづひきひろぐるはしよりかき給ベ

し」 「京大」 「さうし書様 まづひきひろぐるはしより書  
べし」

\*2 始ムルナリ：「宮書」 「天理」 はこの後に「此家ニハ始ニハ始  
メ候ゾ」の一文挿入。 「東大」 「サハ候ヘドモこの家には  
端よりかき始候ゾ」 (「サハ候ヘドモ」 「端」 「始」 「ゾ」は朱  
書)の一文挿入。 「京大」 「書也」とし、この後に「家の  
ならひにてはしより書なり」の一文挿入。

\*3 申セド：「青蓮」 「申セド」 「宮書」 「申ト」 「天理」 「申  
セドモ」 「東大」 「申せども」 「京大」 「しりたれど」

\*4 我モ多クミ：「宮書」 「天理」 「我身モ多ク中ヨリ書候」 「東  
大」 「わが身にもおほくはなかりかき候」 「京大」 「多  
く中より書たる事あり」

\*5 候：「青蓮」 「候」 「宮書」 「天理」 「アリ」 「東大」 「あ  
り」 「京大」 ナシ。

\*6 思ヒ忘ルルミ：「青蓮」 「思ワスル、ヨリモ候」 「宮書」 「又、  
思ヒワスル、オリモアリ」 「天理」 「思忘ル、ヨリモ候」  
「東大」 「思わする、ヨリモ候」 (「あやまちて」を消して  
「思」、「事あり」を消して「ヨリモ候」と朱書) 「京大」

「又、思ひあやまりても」

\*7 次々ノ人ノハミ：「宮書」 「天理」 「又、次々ノ人ノハトテモ  
カクテモ、物ノ体ニテ書タルモ候」 「東大」 「又、つぎぐ  
のハ(人のもとへハ)とてもかくてものへママン体にてか  
きたるも候」 (「」内は見せ消ち) 「京大」 「又、次々の  
人のはとてもかくても、能ていに執せぬ也」

\*8 サル事ハミ：「宮書」 「サルベキ事ト知テモチテノウヘノ事ナ  
リ」 「東北」 は「知テモチテ」 「天理」 「サルベキ事  
ト知テモチテノウ事也」 (「シラセ給テノ」を消して「知  
テモチテノウ」と青筆傍書) 「東大」 「さるべき事トし

ラセ給ての(うゑの)事也(りてもち)を消して「ラセ給」と朱書、(一)内は見せ消ち) 「京大」「さるべき事とはしるべきなり」

\*9 一帖ノウチ…「宮書」「一帖ガウチ」 「天理」「東大」「一帖ガ内」 「京大」「一帖がうち」

\*10 書クベシ…「青蓮」「書ベシ」 「宮書」「カ、ルベシ」 「天理」「東大」「可書」 「京大」「かゝる」

\*11 様タト云フハ…「青蓮」「様々云者」 「宮書」「様タト申ハ」 「天理」「様タト申スハ」(「ト」「ス」は青筆による補充)

\*12 イロハガキ…「青蓮」「宮書」「イロハガキ」 「天理」「以呂波ガキ」 「東大」「京大」「いろはがき」

\*13 又、草、又、ミダレガキ…「青蓮」「又、サウ、又、ミダレガキ」 「宮書」「又、草」。これ以後はナシ。 「天理」「又、サウ、ミダレガキ、譬ハバ様ヲカヘテカ、ルベシ」

「サウ」の脇に青筆で「草」 「東大」「又、草、ミダレガキ、譬バさまをかへてカ、るべし」(「タル」を消して「ガキ譬バ」、「かゝる」を消して「カ、」と朱筆傍書) 「京大」「さう、みだれたるさまにかへて書べし」

\*14 ソレモ草子合ハセ…「青蓮」「ソレモ草子合云事ノアルニ、無下ニ無念ニ同様ニ書タルモワロケレバ、カタツマアリテ候也」 「宮書」「又、造紙アハセナンドニテ具足アル雙帗ヲ手書ドモナドアマタ書ニ、無下ニ無念ニ書キタルガワロケレバ、カタツマアリテ書也」(「東北」「造帗」「雙紙」「カキタル」「書ナリ) 「天理」「ソレモ人々ノ多ク草子アハセナド云事ノアルニ具足アル雙帗ヲ手書ドモナンドガアマタカクニ、無下ニ無念ニ書キタルガ无興ニテワロケレバ、行妻アリテ書ムゾ」(「左右」の脇に「雙」、「行妻」の脇に

「カタツマ」、「ムゾ」の脇に「也」と青筆で書す) 「東大」「それも人々ノおほくさうしあはせなど云事ノあるニ具足アル左右紙ヲ手書どもナンドガあまたかくに、無下に無念にかきたる無興ニテわろければ、かたつまありて書ムゾ」(「云事ノ」「二具足アル左右紙ヲ」「ナンドガ」「無興ニテ」「書ムゾ」は朱筆傍書) 「京大」「それも人々おほくさうしあはせなどにも、てかきあまたきおひかくに、かたつまありてかく也」

\*15 然ラズンバ…「青蓮」「不然者」。この一文は「青蓮」のみに見える。

\*16 御草子…「青蓮」「御草子」 「宮書」「御雙帗」 「東北」「天理」「御雙紙」 「東大」「京大」「御造紙」

\*17 サハ候マジ…「青蓮」「サハ候マジ」 「宮書」「サワカクマジ」 「天理」「サハカ候マジ」(「ハ」の脇に「ワ」、「候」の脇に「ク」と青筆で書す) 「東大」「さハカキ候まじ」

「キ候」は朱筆傍書) 「京大」「さは書まじ」

\*18 候ベシ…「青蓮」「候ベシ」 「宮書」「天理」「候ベキ也」 「東北」「候ベキナリ」 「東大」「候べきなり」(「かく」を消して「候」と朱筆傍書) 「京大」「あるべし」

\*19 草子ト申セド…「宮書」「造帗ト申セド、物語ハカ、ヌ事也」(「東北」「物ガタリ) 「天理」「双帗ト申セドモ、物語ハ手書ハ書候ハヌ事也」(「手書」の脇に青筆で「カ、ヌ」

「東大」「造帗ト申セドモ、物語ハ手書ハ書候ハヌ事也」(「も」を消して「ト申セドモ」、「かゝぬ」を消して「書候ハヌ」と朱筆傍書) 「京大」「草子ト申セド」の一句なく、

「ものあたりは手書かゝぬ事也」のみ。

\*20 書キテトヤ…「宮書」「人書ア申サバ、カクハイワデ、トカクスベリテカ、セ給フマジ」(「東北」「カクハイハデ) 「天

理〕「人書テナンド申サバ、〔カクハイワデ〕兎角スベリテカ、セ給フマジ〕(一)内は青筆で補充」〔東大〕「人書テナンド申サバ、とカクすべりてかゝせ給まじ」(「書テナンド」〔カク〕「ベ」は朱筆傍書) 〔京大〕「人あつらふとも、とかくすべりてかくべからず」

一 歌書ク様。二行ニ書カセ給ハバ、五七五一行、七七一行ニ候ベシ。三〕

行有ルベキハ、五七一行、五七一行、七一一行ニ候ベシ。トテモカクテモ

歌ダニ書キ付ケテ ウツクシウナド申スハ、ムゲノ事ニ候。サレ

バコソ、家ハイミジキ事ニテ候へ。君モツカハセ給へ、世ノ人

ニモサル所ハ候へ。ソレニトリテ、三代集ヲ書クニ口伝候。

三代ノ御門ノ我モ我モト選バレタルヲ申スナリ。古今・

後撰・拾遺ナリ。三ノ物ヲ取り合ハセテ、三代集トハ申スナリ。

ソレガ題不知、読人不加ナド申スニ、サマザマニカヘラレタル

ナリ。古今ニハ題不知・読人不加、後撰ニハ題不知・読

人モ、拾遺ニハ題・読人不加ト候ベシ。我が先祖 大納言殿

行成、帥殿伊房、三代集書カセ給ヒタルニ、オホク躬

恒ヲ三常ト書キ給ヒタリ。又、法師トアル所ヲほうしト

書カレタリ。様々ノアルナメリ。サ様ニモ書カセ給フベシ。其ノ

人ノ子孫ナドハ、ソレヲ習ヒ候ゾ。人難ジ問フ人アラバ

此ヲ意ヲ得テ仰セラレ候ベシ。

又、草子ハナチテハ、人申スマジケレドモ、サリナン人ノ子

トテ、無下ニユクヘシラヌハ 口惜シキ事ニテ候ゾ。書

シヲ見シハ、父イヒシハトテ、問フ人候ハバ、仰セラルベシ。サレバコソ、コト女房ニヒキカヘタル事ニテハ候ハムズレ。

心アラム人ハ主モヲトコモナサケラク人モ候ナン。

《校異》

\*1 二行ニ書カセ給ハバ：「宮書」「天理」「二行ニカ、セ給ハンニハ」「東大」「二行ニカ、玉ハンハ」「なら」を消して「ニカ、玉ハン」と朱書) 〔京大〕「二行ならば」

\*2 七七一行ニ候ベシ：「宮書」「七々ニ書ルベシ」「天理」「七々一行、カ、セ給ベシ」「カ、セ」の脇に青筆で「カ、ル」〔東大〕「七々くんだり」とし、「カ、セ玉ベシ」と朱筆で追加。 〔京大〕「七々一行」のみ。

\*3 三行有ルベキハ：「青蓮」「三行可有者」 〔宮書〕「天理」「三行ニアルニハ」 〔東大〕「三行にアルニは」「かく」を消して「アルニ」と朱筆傍書) 〔京大〕「三行ならば」

\*4 二候ベシ：「宮書」「サテ三クダリニ書ルベシ」 〔天理〕「サテ三クダリニ書候ゾ」「候ゾ」の脇に青筆で「ルベシ」 〔東大〕「にかくべし」を消して「サテ三タリニハマ書候ゾ」と朱書。 〔京大〕「さて三くだりにあるべし」(「群書」「さて」を「まで」とする)

\*5 トテモカクテモ歌ダニ書キ付ケテ：「宮書」「天理」「歌ヲダニモク」(「天理」「ヲ」「モ」は青筆による追記。〔東北〕「歌」を「書」と誤写) 〔東大〕「とてもかくても歌だにかきて」 〔京大〕「たゞ、てだに」

\*6 ウツクシウナド申スハ：「青蓮」「ウツクシウナド申ハ」 〔宮書〕「ウツクシクバナドイフ事ハ」 〔天理〕「厳バナナンド云事ハ」(「厳」の脇に青筆で「ウツクシク」) 〔東大〕「うつくしくばなんといふ事は」 〔京大〕「うつくしくばなどいふ事は」

\*7 ムゲノ事ニ候：「青蓮」「ケフノ事ニ候」 〔宮書〕「ムゲノ

事也」「東北」「ム下ノ事也」「天理」「無下ノ事也」「東大」「無下ノ事なり」「ノ事」は朱筆で追記。「京大」「むげの事也」

\*8 家ハイミジキ事ニテ候へ。…「宮書」「イミジキ事ニテハ、」  
〔天理〕は「ハ」を青筆で補完。「東大」「イミジキコトニテ、」(朱書)。「京大」「道はいみじけれ。」

\*9 世ノ人ニモく…「青蓮」「ヨノ人ニモマサル所ハ候へ」「宮書」「人ニモナヲマサル處ハ候へ」「天理」「人ニモ猶勝ル所ハ候へ」「東大」「人ニモナヲマサル所ハ候へ」「京大」この一文ナシ。

\*10 ソレニトリテ…「青蓮」「宮書」「ソレニトリテ」「天理」「東大」「其ニトリテ」「京大」「それにとりては」

夫 徳 由 永  
\*11 三代集ヲ書クニ口伝候…「宮書」「三代集ヲ書クニハ口伝候」「天理」「三代集ヲカクニ口伝アリ」「カクニ」の後に「ハ」「アリ」の脇に「候」と青筆で書す。「東大」「三代集書様」として別に一条を立て、「様」を消して「ニ、続けて」「口伝アリ」と朱書。「京大」「三代集を書に口伝あり」

\*12 三代ノ御門ノく…「宮書」「天理」「三代集ト申ハ三代ノ御門ノ我モトく選セサセ給タル也」「天理」「三代ノ御門ノくを青筆で補う」「東大」「三代集ト申ハ 中略」と朱書。「京大」「三代ノ御門ノくカハラレタルナリ」までナシ。

\*13 題不知、読人不知ナド申スニく…「青蓮」「題不知、読人不知ナド申ニ、サマくニカハラレタルナリ」「宮書」「題不知、読人不知ト申事ヲ、皆様々ニカハラレタル也」「天理」「題シラズ、読人シラズト申事ヲ、皆サマくニカハラレタル也」「宮書」「東北」「天理」はこの後に、「知ワケテ(知分テ)書候ゾ。ヨニシドケナク見へ候メリ。我

身ニモ忘ツ(忘レツ)。キくノ人ノナニトモ(ナキニトモ)筆ヲトミメ、又、間多ク書アヤマチ候ゾ。サレド(サレドモ)君ノ御サウシ(雙紙)給ハリテ、アヤマチ(誤チ)セジト(セント)心ニカクレバ忘レズ(不忘候)。則(則可書。)」と続く。

\*14 古今ニハ題不知…「宮書」「古今題不知、後撰題不知・読人、拾遺題・読人不知、書アヤマチトカク知テモタセ給フベキ也」「天理」「古今題不知・読人不知、後撰題不知・読人不知、拾遺題不知・読人不知」とするも、青丸を付し、「宮書」と同様の語に修正。「東大」「古今だひしらず・よみ人しらず、後撰題不知・よみ人不知、拾遺題不知・読人不知、書アヤマチトしりてもたせ給ふべし」「アヤマチト」は朱筆傍書。「宮書」「天理」「東大」は、いずれも題と読人を二行に分けて記載。「京大」古今には題不知・読人不知、後撰には題不知・読人も、拾遺には題・読人不知とわかつて書也」

\*15 我が先祖…「青蓮」「我先祖」「宮書」「天理」「又、我等が先祖ノ」「東大」「又、わレラせんぞの」「わが」の「が」を消して「レラ」と朱書。「京大」「又、先祖の」

\*16 大納言殿行成、帥殿伊房…「青蓮」「大納言殿行成、帥殿コレフサ」「宮書」「東北」「大納言殿」「帥殿」の傍らに、「行成卿」「伊房卿」と小書きす。「天理」は、青筆で「行成卿」「伊房卿」と補う。「東北」「天理」は、頭注として「積興考 権中納言伊房卿、寛治二年八月廿九日、兼大宰権帥。五十九才。」と記す(「天理」は青筆。但し、「大宰権帥」は「太宰権帥」)。「京大」「大納言殿」「帥殿」の傍らに、「行成」「伊房」と小書きす。

\*17 三代集書カセ給ヒタルニ…「青蓮」「三代集書セタマヒタルニ



- \* 18 「宮書」(「天理」)「三代集(ヲ)書セ給タルニ」 「東大」  
 「三代集かゝせ給たるに」 「京大」 「三代集を書給たるに」  
 オホク躬恒ヲ三常ト書キ給ヒタリ：「宮書」 「躬恒ガ名ヲ多ク三常ト書給  
 三常カク書給ヒテ」 「天理」 「躬恒ガ名ヲ多ク三常ト書給  
 ヒテ」 「東大」 「躬恒ガ名をおほく三常と書給テ」(「名ヲ」  
 は朱筆による挿入。「給へり」の「へり」を消して、「テ」  
 と朱書) 「京大」 「躬恒ガ名を三常とおほく書給へり」
- \* 19 法師トアル所ヲほうし：「宮書」 「法師トアルトコロヲ法シ」  
 「天理」 「法師トアル所ヲ法シ」(「法シ」の「し」に青丸を  
 付け、青筆で「シ」と傍書) 「東大」 「法師とある所をほ  
 うし」 「京大」 「法師とある所を法し」(「国会」は「処」  
 とする)
- \* 20 様々ノアルナメリ：「宮書」 「様アル事ナメリ」 「天理」 「ヤ  
 ウアル事ナメリ」 「東大」 「やうある事なめり」 「京大」  
 「様のある事なめり」
- \* 21 サ様ニモ書キ給フベシ：「青蓮」 「サ様ニモ書給ベシ」 「宮  
 書」 「サレバ、サヤウニモ書セ給ベシ」(「天理」は「サ様」  
 とする) 「東大」 「サレバ、さやうにもかゝせ給ベシ」(「サ  
 レバ」は朱筆にて補う) 「京大」 この一文ナシ。
- \* 22 其ノ人：「青蓮」 「宮書」 「天理」 「其人」 「京大」 「所の人」。  
 この「所」字は、変体仮名であるが、「群書」刊本はそのま  
 ま漢字と誤って翻刻する。
- \* 23 ソレヲ習ヒ候ゾ：「宮書」 「イカニモ先祖ニシタル事ヲマナビ  
 候ゾ」(「天理」は「先祖」を「元祖」とする) 「京大」  
 「先祖のしたる事をまなぶべき也」
- \* 24 人難ジ問フ人アラバ此ヲ意ヲ得テ仰セラレ候ベシ：「青蓮」  
 「人難ジ問人アラバ此ヲ得意テ被仰候ベシ」 「宮書」 「人  
 ノ此ライワレズトモ難シ。若シ様アルカトモ問人アラバ、
- \* 25 ソレニ様々ト仰ラルベシ」(「東北」 「天理」 「ソレニモ」 「サ  
 マぐ」。「天理」 「無謂」の脇に「此ライワレズトモ」、「カ  
 ウ」の脇に「サマ」と青筆で書す) 「京大」 「若人も難問  
 人あらば、かうくと答べし」
- \* 26 草子：「宮書」 「造帑」 「天理」 「草子」の脇に青筆で「造  
 紙」 「東大」 「さうし」 「京大」 「造紙」
- \* 27 人申スマジケレドモ：「宮書」 「申ツルヤウニ人書セ給ヘト申  
 物アルマジケレド」(「東北」 「申モノ」) 「東大」 「(さう  
 しの外は)人かかせ玉へと申事もあるまじけれども」
- \* 28 サリナン人ノ子トテ：「宮書」 「サル人ノコト、テ」(「天理」  
 「子」の脇に青筆で「コト」) 「東大」 「その人子とて(マ  
 マン」
- \* 29 無下ニユクヘシラヌハ：「宮書」 「行エモ知ヌハ」 「天理」  
 「ユクヘモシラヌハ」
- \* 30 口惜シキ事ニテ候ゾ：「青蓮」 「口ヲシキ事ニテ候ゾ」 「宮  
 書」 「天理」 「東大」 「口惜キ事ニ候」(「東大」は朱筆傍書  
 書シヲ見シハ候はむずれ：「青蓮」 「く、父イキシハトテ、  
 く」 「宮書」 「父ガイ、シハ、書シヲミシカバトテ、折節  
 二人ニモ仰ラレ、又、御覧ジモ知タランコソコト、女房ニ  
 ヒキタガヘタル事ニテハ、オハシマサンズレ」(「東北」 「天  
 理」 「ヲハシ」) 続けて「サレバ、ツマブくヲスコシツ、  
 申ベシ」の一文挿入。
- \* 31 ナサケラク人：「青蓮」 「ナサケラク人」 「宮書」 「ナサケ  
 多人」(「天理」 「ラク」に青丸を付け、「多」と傍書) こ  
 の箇所、写本により大きな異同がある。「東大」 「心アラン  
 人ハ、をしへさせ給べしとて、すこしづゝ申なり」(「アラ  
 ン」 「ハ」は朱筆傍書) 「京大」 「造紙のほかのものは、  
 女のため、よし(由)なけれど、家の風なれば、人よりも

つまぐをすこしづゝ可知事也。少々可注申。」

〈注〉

- (1) 拙稿「書論『夜鶴庭訓抄』について」(『語学と文学』第四十六号 群馬大学語文学会 二〇一〇年三月)
- (2) 秋山光和著『平安時代世俗画の研究』(吉川弘文館 一九六四年)の中に、既に中世の初期写本に関する指摘があるので引用しておく。これは、「第一篇 平安時代世俗画の文献的研究 第二章 大嘗会悠紀主基屏風 一 平安時代の 大嘗会屏風に関する文献」における『夜鶴庭訓抄』についての注記である。『夜鶴庭訓抄』の著作年代については、書中の「悠紀主基屏風書人々」の条の末段に「當今」とあることから高倉天皇の時に作ったものであると推定される。本書の古写本としては青蓮院に『夜鶴庭訓抄 伊經』と題し、文明元年の奥書ある片仮名交り書のもの、宮内庁書陵部蔵で「懷中抄」と題するものなどが挙げられ、語句や表現にも流布本とはかなり相違がある。しかし大嘗会屏風についての内容は同一であるので、異文としては示さなかった。」
- この記述は検証すべき点はあるものの、初期写本について初めて言及した一文として大きな意味がある。
- (3) 宮崎肇「中世書流の成立―世尊寺家と世尊寺流―」(『青山杉雨記念賞 第四回 学術奨励論文選』二〇〇一年十二月)

〈付記〉

図版掲載に際しては、青蓮院・天理大学附属天理図書館より御高配頂いた。茲に記して、深甚なる謝意を表する。

(平成二十一年九月二十四日受理)